

みやしろ健康福祉プラン 一障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画一 重点事業進行管理評価表（令和3年度中間評価）（案）

資料1

| 評価 | 状況                | 達成状況       | 評価内容                                  |
|----|-------------------|------------|---------------------------------------|
| A  | 計画通りに順調に取り組んできている | 80%以上      | 内容と期限がほぼ期待通りできている場合                   |
| B  | 概ね計画通りに取り組んできている  | 60%以上80%未満 | 期待を下回る質の不良な内容か、もしくは、期限よりも10%以上遅れている場合 |
| C  | 進捗に遅れがあるなど、順調ではない | 60%未満      | 期待を下回る質の不良な内容で、かつ、期限よりも10%以上遅れている場合   |
| D  | 取り組んでいない          | 0%         | -                                     |

1. 地域福祉の推進体制

| 施策番号       | 事業方策等・事業概要  | 担当課<br>(担当名)      | 方針区分                         | 取組時期                                    | 達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)   | 評価   | 目標達成に向けての取組視点                | 目標達成に向けての具体的取り組み  | 取り組み結果   | 課題・今後について   |  |
|------------|---|-------------------|------------------------------|---|----------------------------|--|------------------------------|---|--|---|--|
| 1-1-2<br>④ | <b>福祉教育の推進</b><br><br>町職員をはじめ、学校や企業、地域の関係者等、障がい者にかかわりのある機関・団体等の関係者を対象とした研修会を実施する。<br><br>総務課<br>(庶務職員担当)<br>(人権推進室)<br>福祉課<br>(障がい者福祉担当)<br>教育推進課<br>(学校教育担当) |                   | 継続<br><br>・町職員、教職員に対する研修会の実施 | 30年度<br>元年度<br>2年度<br>3年度<br>4年度<br>5年度 | 実施<br><br>↓                | ①職員や教職員などを定期的に研修会へ派遣し、障がい者に対する理解を深める（年1回以上）。<br><br>②職員研修などで新規採用職員や若手職員に研修を実施し、障がい者や障がいの理解促進を図る（年1回以上適宜）。<br><br>③障がい者や障がいの理解促進を図るための事業を実施。福祉の店（定期実施）及び、こころをつなぐ展示会（障害者週間）を実施。<br><br>④こころをつなぐ展示会において、障がいへの理解を深めるため、個人作品の展示をする。<br><br>⑤特別に支援が必要な児童生徒に対応するため、特別支援教育に関する研修会の実施（年1回以上）。 | A<br><br>A<br><br>A<br><br>A | ・職員や教職員が障がいに対する理解を深めることにより、障がい者が安全、安心に暮らせる地域づくりのための行政運営を目指す。<br><br>・新規採用職員後期研修で町の福祉行政を学び、新規採用職員育成塾で障がい者との接し方を学ぶ。 | ・障がい者をはじめとするさまざまな人権問題に対する理解を深めることにより、障がい者が安全、安心に暮らせる地域づくりのための行政運営を目標とする。<br><br>・新規採用職員育成塾（8月19日）で障害のある職員を講師として、障がい者との接し方を学んだ。 | ・下半期（10月7日）に参加予定。                                     | ・研修として「埼葛人権を考えるつどい」に参加するだけでなく、準備段階から職員が参加する。 |
|            |   |                   |                              |   |                            |  |                              |   | ・新規採用職員後期研修を10月11日に実施する予定。   | ・新規採用職員後期研修を10月11日に実施する予定。                            |  |
|            |   |                   |                              |   |                            |  |                              |   | ・庁舎正面出入口付近に福祉の店の場所を提供した。   | ・こころをつなぐ展示会を実施予定                                      |  |
|            |   |                   |                              |   |                            |  |                              |   | ・ユニバーサル野球のイベントを通して障がいや障がい者の理解促進の職員研修を実施予定  |   |  |
|            |   |                   |                              |   |                            |  |                              |   | ・こころをつなぐ展示会において個人作品を募集して展示予定   | ・教員の指導力や困り感を把握し、来年度の県立宮代特別支援学校との共催の夏季研修会内容について検討していく。 |  |
| 1-1-4<br>② | <b>障がいを理由とする差別の解消の推進【計画新規】</b><br><br>障がいに対する理解と社会的障壁についての啓発活動を推進するとともに相談窓口や協議会を設置し、適切な対応を行う。   | 福祉課<br>(障がい者福祉担当) | 新規<br><br>・障害者差別解消支援地域協議会の設置 | 30年度<br>元年度<br>2年度<br>3年度<br>4年度        | 検討<br><br>↓<br>実施<br><br>↓ | ①広域（3市2町）設置している障害者差別解消支援地域協議会において、課題・問題点を整理し、障壁となっている事項を解消していく。<br><br>②差別等の問題が発生した時の対応フローチャート及び受付シートを作成する。  | A<br><br>A                   | ・障がいを理由に差別が起こらないよう、障害者差別解消支援地域協議会を開催する。<br><br>・対応フローチャート及び受付シートを作成する。  | ・埼葛北地区障害者差別解消支援地域協議会を開催する。<br><br>・障がい者差別事案の対応フローチャート及び受付シートを作成する。   | ・下半期（11月、2月）に開催予定。                                    | ・継続実施  |
|            |   |                   |                              |   |                            |  |                              |   | ・下半期に作成予定。   | ・作成した対応フローチャート及び受付シートにより、対応した事例を3市2町で共有する。            |  |

| 施策番号       | 事業方策等・事業概要  | 担当課<br>(担当名)      | 方針区分   | 取組時期                                    | 達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)  | 評価          | 目標達成に向けての取組視点   | 目標達成に向けての具体的取り組み   | 取り組み結果   | 課題・今後について  |
|------------|---|-------------------|--|---|---|-------------|---|--|--|--|
| 1-2-3<br>① | <b>支援ネットワークのしくみづくり</b><br>地域福祉活動を担うさまざまな主体が障がい者の地域生活支援を協働で実施できるネットワークを構築する。 | 福祉課<br>(障がい者福祉担当) | 充実<br>・精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築及び医療的ケア児支援のための保健医療、福祉等の関係者による協議の場の設置 | 30年度<br>元年度<br>2年度<br>3年度<br>4年度<br>5年度 | ①既存の見守り支援ネットワークにより、障がい者等を地域全体で支えあえるよう関係者、関係機関と連携し、情報共有を図る(年1回以上)。<br><br>②医療的ケア児支援のための保健医療、福祉等の関係者による協議の場で検討の実施(連携会議は定期的、幹事会は適宜)。<br><br>③府内の各関係機関において、スムーズな情報連携が図られる仕組みの構築をして、保健、福祉、教育などで、切れ目のない継続的な支援ができるようとする。 | C<br>A<br>A | ・地域全体で支えられるよう、関係者、関係機関と連携を図れるようにする。<br><br>・医療的ケア児支援のための連携強化。<br><br>・スムーズな情報共有を行い、支援方策を検討する。 | ・情報共有を図る見守り支援ネットワーク・要保護児童対策地域協議会実務者会議(6月22日)に参加し、障がい児の状況を関係者で共有した。<br><br>・医療的ケア児の就学支援の経過を共有した。<br><br>・府内関係部署(子育て、高齢、保健、教育、福祉)の担当者で意見交換会を実施 | ・宮代町子育て支援ネットワーク・要保護児童対策地域協議会実務者会議(6月22日)に参加し、障がい児の状況を関係者で共有した。<br><br>・各事業所の避難訓練について意見交換をした。<br>・医療的ケア児の就学支援の経過を共有した。<br><br>・下半期に意見交換会を実施予定 | ・国施策「重層的支援体制整備事業」の機能調整が必要となる。<br><br>・地震、風水害時に対応できる体制の構築する必要性はあるが、対象者の移動や必要な体制を整えることができるか。<br><br>・府内関係部署が連携するときの個人情報の取扱い。 |

## 2. サービス提供体制

| 施策番号       | 事業方策等・事業概要   | 担当課<br>(担当名)      | 方針区分                                 | 取組時期                                    | 達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)  | 評価               | 目標達成に向けての取組視点  | 目標達成に向けての具体的取り組み   | 取り組み結果  | 課題・今後について   |
|------------|--|-------------------|--------------------------------------|---|---|------------------|--|--|---|---|
| 2-1-2<br>① | <b>相談の一元化(地域生活支援事業)</b><br>基幹相談支援センターを中心にしてすべての障がい者に適切に対応できる総合的な相談支援体制を実施する。虐待や差別に関する相談についてもワンストップで相談できる体制を整備する。 | 福祉課<br>(障がい者福祉担当) | 充実<br>・基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制を強化する | 30年度<br>元年度<br>2年度<br>3年度<br>4年度<br>5年度 | ①相談支援事業者と連携し、各テーマでの支援会議の開催(年20回以上)。<br><br>②相談支援の充実のための研修会(人材育成、ケース検討グループ会議)等の実施。<br><br>③地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実の検討。<br><br>④虐待や差別に関する相談が発生した際に対応するため、役場関係部署、各関係機関等連携を図れるよう体制を整える。相談については、適宜対応する。 | A<br>A<br>A<br>A | ・事例検討や情報共有を図り、市町や事業所の職員のスキルアップを図る。<br><br>・各種研修等に参加し、職員の相談スキルを高める。<br><br>・サービス提供事業所が増えている状況において委託相談と計画相談の在り方を整理する。<br><br>・該当相談が発生した際に即時対応できる体制とする。 | ・各部会に参加し、事例検討や情報共有を図る。<br><br>・各種研修会に参加し、ケース対応の基礎及びアプローチ手法を学ぶ。<br><br>・地域自立支援協議会運営会議において、相談支援体制について検討する。<br><br>・対応フローチャート及び受付シートの作成を行う。 | ・事例検討を通じて、職員のスキルアップが図られている。各連携会議を実施。各種研修会等を実施。<br><br>・地域自立支援協議会運営会議において意見交換をした。<br><br>・下半期に対応フローチャート及び受付シートの作成予定。 | ・職員のスキルアップが図られるよう、職員の参加を続けていく。<br><br>・各市町でケースの依頼先を考えていく必要がある。<br><br>・近隣市町で事例共有していく。 |

### 3. 福祉サービス

| 施策番号       | 事業方策等・事業概要   | 担当課<br>(担当名)      | 方針区分  | 取組時期 | 達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに) | 評価  | 目標達成に向けての取組視点 | 目標達成に向けての具体的取り組み                                    | 取り組み結果  | 課題・今後について  |
|------------|--|-------------------|---|------|--------------------------|---|---------------|---|---|--|
| 3-2-1<br>⑥ | <b>地域生活支援拠点等整備【計画新規】</b><br>①相談②緊急時の受け入れ対応③体験の機会・場④専門人材の確保・要請⑤地域の体制づくりの機能を持つ地域生活拠点等を整備する。  | 福祉課<br>(障がい者福祉担当) | 新規<br><br>・平成32年度設置に向けて検討                   | 30年度 | 検討                       | ①埼葛北地区地域生活支援拠点オリーバと連携した体験利用を実施する。         | A             | オリーバと連携した体験利用を実施する。                                 | ・官代ひまわりの家、相談支援事業所ひまわりの家とオリーバで連携した勉強会を実施する。                | ・勉強会を実施し、地域生活支援拠点について学び、優先順位の高い方を挙げた。                              |
|            |  |                   |   | 元年度  | 実施                       | ②設置した埼葛北地区地域生活支援拠点オリーバの運営状況の確認を実施する。      | A             | ・埼葛北地区地域生活支援拠点オリーバの運営状況について要綱に定めた事業内容を実施しているかを確認する。 | ・埼葛北地区地域生活支援拠点オリーバの運営状況を確認するための検証項目を検討する。                 | ・国の研究事業に埼葛北地区の実績を提供した。<br>・自立支援協議会に事業実績を報告する。                      |
|            |  |                   |   | 2年度  |                          | ③先進事例を参考に、埼葛北地区地域生活支援拠点オリーバの検証項目を検討する。    | A             | ・緊急対応にならないよう、対象者、家族との関係を構築する。                       | ・重度の知的障がい者のうち、サービス等の未利用者に対し、状況確認のための訪問を行う。                | ・7月にオリーバ会を実施し、潜在的要支援者への支援について検討した。<br>・下半期に状況確認のための訪問を行う。対象者は把握済み。 |
|            |  |                   |   | 3年度  |                          | ④訪問調査対象者の状況確認と対象者の更新(1回/6ヶ月)の実施。          | A             | ・重度の知的障がい者のうち、サービス等の未利用者に対し、状況確認のための訪問を行う。          | ・家族構成等の環境変化があった場合に、対応できるよう、家族と関係性を構築する必要がある。              |  |
|            |  |                   |   | 4年度  |                          |   |               |   |   |  |
|            |  |                   |   | 5年度  |                          |   |               |   |   |  |
| 3-2-2<br>① | <b>障害者支援施設・グループホーム等の整備誘導</b><br>障害者支援施設、グループホーム等の設置を地域内で促進するため、必要な支援策等の検討や地域生活への移行に必要なサポート体制づくりを進める。                             | 福祉課<br>(障がい者福祉担当) | 充実<br><br>・空家、空室等を利用した事業の検討                 | 30年度 | 実施                       | ①グループホーム等の利用や体験利用の機会を増やすし、整備に向けた課題の整理を行う。 | A             | ・緊急利用になった場合でも対応できるよう体験の機会を増やすとともに、ニーズ把握を行う。         | ・地域生活支援拠点オリーバで体験するための調整を実施する。窓口において、対象者の状況把握を行い、必要な調整を行う。 | ・体験利用実施に向けて調整中。  |
|            |  |                   |   | 元年度  |                          | ②家族会に対し、適宜必要な支援を実施する。                     | B             | ・在宅で生活する方のニーズ把握を行い、必要な支援を行う。                        | ・整備誘導に向け、意見の集約を行うための調整を実施中。                               | ・必要性の高い対象者や家族への利用する意義等を伝えていく必要がある。                                 |
|            |  |                   |   | 2年度  |                          |   |               |   |   |  |
|            |  |                   |   | 3年度  |                          |   |               |   |   |  |
|            |  |                   |   | 4年度  |                          |   |               |   |   |  |
|            |  |                   |   | 5年度  |                          |   |               |   |   |  |
| 3-3-1<br>① | <b>障がい福祉サービスの確保</b><br>必要な障がい福祉サービスを提供するため、事業を行う意向を有する事業所の把握に努め、情報提供やその他必要な支援を行い、参入促進を図る。また、必要なサービスにつなげていけるよう、適切なサービス提供体制整備を進める。 | 福祉課<br>(障がい者福祉担当) | 継続<br><br>・相談支援事業者との連携強化・サービス提供事業所との広域利用の推進 | 30年度 | 実施                       | ①需要見込等についての推計を実施し、適切な支給量を確保する。            | A             | ・適切なサービス提供ができるよう、支給量を確保する。                          | ・委託・計画相談と連携し、必要な支給量及びサービス提供を行う。                           | ・利用にあたっての計画に沿ったサービス提供ができている。                                       |
|            |  |                   |   | 元年度  |                          | ②障害福祉サービス事業所と適宜調整し、必要なサービス提供体制を整える。       | A             | ・適切なサービス提供ができるよう、各事業所の情報収集を行う。                      |   | ・すべてのサービスが需要に対して供給を満たしていないため、自立支援協議会と連携して、サービス供給体制を整える必要がある。       |
|            |  |                   |   | 2年度  |                          |   |               |   |   |  |
|            |  |                   |   | 3年度  |                          |   |               |   |   |  |
|            |  |                   |   | 4年度  |                          |   |               |   |   |  |
|            |  |                   |   | 5年度  |                          |   |               |   |   |  |

### 4. 保健・医療サービス

| 施策番号       | 事業方策等・事業概要  | 担当課<br>(担当名)                           | 方針区分                                    | 取組時期 | 達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに) | 評価                            | 目標達成に向けての取組視点 | 目標達成に向けての具体的取り組み                                       | 取り組み結果                                    | 課題・今後について                             |
|------------|---|--|---|------|--------------------------|-------------------------------|---------------|--|---|---------------------------------------|
| 4-1-1<br>⑤ | <b>健康相談・栄養相談・訪問指導の実施</b><br>個々の状態に対応した健康相談・栄養相談・訪問指導を実施する。                  | 健康介護課<br>(健康増進担当)                      | 継続<br><br>・障がいの特性に対応した健康相談、栄養相談・訪問指導の実施 | 30年度 | 実施                       | ①健康相談の実施(毎週水曜日を予定)            | A             | ・個々の状態に応じた専門的な指導を行い、解決策を見出す。                           | ・毎週水曜日に健康相談・栄養相談を実施する。<br>・随時、必要に応じ訪問を行う。 | ・緊急事態宣言中も感染対策を行なながら予定通り実施した。          |
|            |   |  |   | 元年度  |                          | ②栄養相談の実施(毎週水曜日を予定)            | A             |  |   |                                       |
|            |   |  |   | 2年度  |                          | ③訪問指導の実施(健診フォロー等随時)           | A             |  |   |                                       |
|            |   |  |   | 3年度  |                          | ④上記①～③において、必要に応じ適切な関係機関につなげる。 | A             |  |   |                                       |
|            |   |  |   | 4年度  |                          |                               |               |  |   |                                       |
|            |   |  |   | 5年度  |                          |                               |               |  |   |                                       |
| 4-1-2<br>① | <b>精神保健相談の推進</b><br>保健所、相談支援事業者等の関係機関との連携の上、精神保健相談・受診前相談の充実を図り、精神保健相談を推進する。 | 健康介護課<br>(健康増進担当)<br>福祉課<br>(障がい者福祉担当) | 継続<br><br>・関係機関と連携し、精神障がいに関する相談体制の強化    | 30年度 | 実施                       | ①精神ケース検討会の開催(2ヶ月に1回)          | A             | ・福祉課の相談業務を行っている職員等で定期的に事例検討会を行い、適切な支援方法等について検討し連携支援する。 | ・隔月に精神ケース検討会の開催をする。                       | ・3回実施(5月・7月・9月)実施した。                  |
|            |   |  |   | 元年度  |                          | ②困難ケースは幸手保健所と連携する。            | A             | ・困難ケース等は、幸手保健所と連携し適切な個別支援を行う                           | ・随時、必要に応じ幸手保健所や関係機関等と連携支援する               | ・幸手保健所やケースを取り巻く関係機関と困難事例検討を実施し連携支援した。 |
|            |   |  |   | 2年度  |                          |                               |               |  |   |                                       |
|            |   |  |   | 3年度  |                          |                               |               |  |   |                                       |
|            |   |  |   | 4年度  |                          |                               |               |  |   |                                       |
|            |   |  |   | 5年度  |                          |                               |               |  |   |                                       |

## 5. 教育（保育）・生涯学習

| 施策番号       | 事業方策等・事業概要   | 担当課<br>(担当名)      | 方針区分  | 取組時期                                    | 達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)   | 評価 | 目標達成に向けての取組視点   | 目標達成に向けての具体的取り組み   | 取り組み結果   | 課題・今後について  |  |
|------------|--|-------------------|---|---|--|----|---|--|--|--|--|
| 5-1-2<br>③ | <b>就学支援委員会の運営(多様な教育機会の選択)</b><br><br>就学予定者も含めLDやADHD等、教育上特別な支援を必要とする児童生徒の最適な教育的支援のあり方について、保護者等が判断できるよう、教育・医療・福祉等専門的分野からの助言を行う。<br>また、障がい児一人ひとりへの支援を具体化する「個別支援計画」の作成に関する助言指導等を行う。 | 教育推進課<br>(学校教育担当) | 継続<br><br>・宮代特別支援学校、春日部特別支援学校の特別支援コーディネーターを委員に加え、就学相談や支援体制を充実 | 30年度<br>元年度<br>2年度<br>3年度<br>4年度<br>5年度 | 実施<br><br>①全小学校で就学時の発達(知能)検査・健康診断及び就学相談を実施。<br><br>②保護者と就学先について「就学支援相談」を実施(通年)<br><br>③特別支援学級在籍児童生徒及び通常の学級に在籍する特別な支援をする児童生徒に対して、「個別の支援計画」を作成。<br><br>④サポート手帳の活用、及び個別の支援計画作成についての研修会を就学支援委員会、特別支援教育主任・特別支援教育コーディネーター合同連絡会で実施。(年1回)<br><br>⑤上記①～④を実施し、早期に適切な対応を行う。 | A  | ・就学予定者も含め教育上特別な支援を必要とする児童生徒の最適な教育的支援のあり方について、保護者等が判断できるようにする。<br>・障がいのある児童生徒一人一人への支援を具体化する。 | ・就学時健康診断の実施(須賀小10月7日)(百間小10月5日)(東小10月1日)(笠原小10月7日)<br>・個別の就学相談の実施10月28日笠原小・幼稚園・保育園での活動観察(みやしろ保育園10月18日)(宝光寺幼稚園10月19日)(成就院幼稚園10月20日)(杉戸白百合幼稚園10月21日)(幸手第3保育所10月22日)(国納保育園10月25日)(幸手ひまわり幼稚園10月26日)(須賀幼稚園10月27日)<br>・年度当初からの就学相談の実施(通年) | ・現在、計画どおり実施し、対象児童に対し必要な対応をした。  | ・特別に支援を要する児童生徒の増加による体制づくりが必要である。   |  |
| 5-1-3<br>⑥ | <b>交流教育の推進</b><br><br>障がいのあるなしにかかわらず互いを認めあい、理解を深め、支えあえるよう、特別支援学校と町内の小中学校において行事や交流事業を実施する。  | 教育推進課<br>(学校教育担当) | 継続<br><br>・実施校の拡大   | 30年度<br>元年度<br>2年度<br>3年度<br>4年度<br>5年度 | 実施<br><br>①宮代特別支援学校と百間小・前原中で、交流事業を実施。<br><br>②宮代特別支援学校及び春日部特別支援学校において支援籍学習の実施。<br>(各特別支援学校から各学校(須賀小1名、百間小3名、東小4名)で実施)<br>(笠原小学校から宮代特別支援学校で実施(1名))  | A  | ・障がいのあるなしにかかわらず互いを認め合い、理解を深め、支えあえるよう、特別支援学校と町内の小中学校において行事や交流事業を実施する。                        | ・県立宮代特別支援学校との交流の計画・実施。<br>・小学校における支援籍学習の実施。  | ・計画をたて、実施をしている。<br>・各校で計画をたて、実施をしている。  | ・新型コロナ感染症対策を講じながら工夫をして実施をしているため、活動内容のアイディアを広げていく。  |  |
| 5-1-4<br>② | <b>発達障がい児等の教育支援体制の充実</b><br><br>発達障がい児等に対し、特別支援学校のコーディネーター等で構成されたサポートチームによる指導助言体制の充実や、各小中学校への発達障害者等特別支援教育指導者の配置等、教育支援体制を推進する。  | 教育推進課<br>(学校教育担当) | 継続<br><br>・個別指導計画に基づく教育的支援の実施                                 | 30年度<br>元年度<br>2年度<br>3年度<br>4年度<br>5年度 | 実施<br><br>①発達障がいをもつ児童・生徒へのサポートチームによる支援、及び担任教諭への指導助言の実施。<br><br>②各教諭の指導力向上を目的とする指導主事・教育相談員等の指導助言の実施。<br><br>③各小学校に在籍する特に支援を必要とする児童に対しての生活介助、学習活動のサポートを目的とした「特別支援教育サポート」の配置。<br><br>④特別支援教育に関する理解や指導についての研修会の実施(8月)。   | A  | ・特別支援学校のコーディネーター等で構成されたサポートチームによる指導助言体制を充実させ、教員の指導力向上を図る。                                   | ・サポートチーム訪問指導を年2回中1回実施。<br>・特別支援教育コーディネーターの配置(各小学校)。  | ・サポートチーム訪問1回目実施<br>須賀小 6月 8日<br>百間小 6月 16日<br>東小 6月 2日<br>笠原小 6月 30日<br>7月 9日<br>須賀中 6月 10日<br>百間中 6月 17日<br>前原中 6月 4日 | ・サポートチーム訪問1回目実施<br>須賀小 6月 8日<br>百間小 6月 16日<br>東小 6月 2日<br>笠原小 6月 30日<br>7月 9日<br>須賀中 6月 10日<br>百間中 6月 17日<br>前原中 6月 4日 | ・サポートチーム訪問での指導が実際の指導に生かされ、積み重ねていくよう実施方法を工夫・改善する。 |

## 6. 生活基盤

| 施策番号       | 事業方策等・事業概要   | 担当課<br>(担当名)                             | 方針区分  | 取組時期                                    | 達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)               | 評価   | 目標達成に向けての取組視点 | 目標達成に向けて具体的な取り組み                                   | 取り組み結果  | 課題・今後について  |  |
|------------|--|--|---|---|--|--|---------------|--|---|--|--|
| 6-1-2<br>① | <b>障がい者の雇用の場の創出</b><br><br>町と商工会、特別支援学校、ハローワーク、そして福祉関係機関等との連携を強化し、障害者就労継続支援A型事業所立上げのもと、障がい者の雇用の場を拡大していく。 | 福祉課<br>(障がい者福祉担当)<br><br>総務課<br>(庶務職員担当) | 継続<br><br>・雇用の場の拡大<br>・就労継続支援A型事業所立上げに向けての支援（組織体制の強化・利用者の確保等） | 30年度<br>元年度<br>2年度<br>3年度<br>4年度<br>5年度 | 実施<br><br>↓<br><br>↓<br><br>↓<br><br>↓ | ①町職員（一般事務職）の採用試験を実施する際には、障がい者枠（3障がい問わず）を別に設けて試験を実施する（9月中）。 | A             | ・障がいの特性等に応じた職員採用を行うことにより、障がいのある人が長く働く地域づくりを目指す。    | ・職員採用試験（第1次試験：9月19日）において、障がい者対象枠（3障害問わず）を設けた。         | ・宮代町職員として働くことを希望する障がい者が職員採用試験を受験できた。   | ・第2次試験を11月に実施予定。今後も法定雇用率を注視しつつ、計画的な雇用を目指す。 |
|            |  |  |   |   |  | ②近隣自治体等の取組状況について情報収集、意見交換を行う。                              | A             | ・障がい者の雇用創出に向けて、近隣自治体の取組状況を確認し、好事例を参考に、雇用の場を創出していく。 | ・宮代町役場庁舎における障がい者の就労実習（郵便物の集配）の全課実施と他の業務を含めた直接雇用を検討する。 | ・東部ブロック研修会で市町の障がい者雇用の状況について情報交換した。<br><br>・宮代町役場庁舎における障がい者の就労実習、障がい者雇用について、継続して検討する。 | ・宮代町役場庁舎における障がい者の就労実習、障がい者雇用について、継続して検討する。 |

## 7. 生活環境

| 施策番号       | 事業方策等・事業概要  | 担当課<br>(担当名)   | 方針区分                | 取組時期                                    | 達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)               | 評価   | 目標達成に向けての取組視点 | 目標達成に向けて具体的な取り組み   | 取り組み結果   | 課題・今後について   |  |
|------------|---|--|---------------------|---|--|--|---------------|--|--|---|--|
| 7-1-3<br>③ | <b>避難行動要支援者支援体制の整備</b><br><br>障がい者等が災害時に適切かつ迅速に避難誘導され、必要な支援が受けられる体制を整備する。 | 健康介護課<br>(高齢者支援担当)<br><br>福祉課<br>(障がい者福祉担当)<br><br>町民生活課<br>(危機管理担当) | 充実<br><br>・福祉避難所の整備 | 30年度<br>元年度<br>2年度<br>3年度<br>4年度<br>5年度 | 検討<br><br>↓<br><br>↓<br><br>↓<br><br>↓ | ①避難行動要支援者名簿の更新作業。                          | C             | ・障がい者や高齢者など災害時に支援を要する方に適切な支援が行われる体制を整備する。<br><br>・説明会等を通じて、自主防災組織への個別支援計画の作成依頼を行う。 | ・対象者名簿の提供により地域での見守り体制を構築する。<br><br>・自主防災組織連絡協議会への個別支援計画の作成依頼を行う。     | ・更新した名簿を自主防災組織へ提供した。<br><br>・新型コロナウイルスの影響により連絡協議会が中止となったことで、資料の郵送による依頼となつた。   | ・新型コロナウイルスにより訪問することが難しいとの意見があつたが、引き続き、見守り体制の構築、個別支援計画の作成依頼を行う。 |
|            |   |  |                     |   |  | ②自主防災組織連絡協議会において、個別支援計画について説明し、作成を促す機会を作る。 | B             | ・自主防災会からの相談の受付や出前講座、災害図上訓練時に個別支援プランについて説明し、作成を促す。                                  | ・自主防災組織連絡協議会において、宮代町避難行動要支援者支援制度についての説明を行う。                          | ・第1回自主防災組織連絡協議会（書面開催）において宮代町避難行動要支援者支援制度についての説明を行った。また、名簿を提供した自主防災会に電話にて、名簿の活用状況を伺うとともに活用方法についての相談を受け付けた。                   | ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、説明を実施する場を確保することが課題である。                   |
|            |   |  |                     |   |  | ④対象者への制度周知。                                | B             | ・障がい者や高齢者など災害時に支援を要する方に適切な支援が行われる体制を整備する。  | ・対象者名簿の提供により地域での見守り体制を構築する。<br><br>・説明会等を通じて、自主防災組織への個別支援計画の作成依頼を行う。 | ・自主防災会に提供した名簿に掲載されている方に郵送で「名簿提供済み」の案内をした。<br><br>・新型コロナウイルスの影響により連絡協議会が中止となったが、名簿を提供した自主防災会には電話にて名簿の活用状況を伺い、また、活用方法の相談を受けた。 | ・新型コロナウイルスにより訪問することが難しいとの意見があつたが、引き続き、見守り体制の構築、個別支援計画の作成依頼を行う。 |
|            |   |  |                     |   |  | ⑤宮代特別支援学校と連携した福祉避難所開設訓練の準備の実施。             | A             | ・災害時にスムーズに避難所を開設し、対象者を受け入れできる体制を作る。  | ・福祉避難所開設訓練の調整、準備をする。   | ・福祉避難所開設訓練の調整、準備中。  | ・宮代特別支援学校と福祉避難所開設訓練の実施に向けた調整をする必要がある。                          |
|            |   |  |                     |   |  |  |               |  |  |   |  |